

# 北海道地域防災計画の修正（案）の概要について

## （本編、地震・津波防災計画編、原子力防災計画編）

### 1 北海道地域防災計画について

「北海道地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、北海道、市町村、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、北海道防災会議（会長：北海道知事）が作成するもの。

#### 【北海道地域防災計画の構成】

##### 本 編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者援護 等

##### 地震・津波防災計画編

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防止対策 等

##### 原子力防災計画編

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力中長期対策 等

##### 資料編

各種連絡先、観測・情報伝達施設、輸送施設、災害時協定 等

### 2 計画修正の趣旨

本道における自然災害や原子力災害対策の充実強化等を図る観点から、防災基本計画（国）や原子力災害対策指針など国の各種制度改正をはじめ、防災総合訓練・原子力防災訓練の実施結果、平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会からの提言などを踏まえ、所要の修正を行う。

## 3 主な修正の概要

### (1) 本編

#### ○ 平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告を踏まえた修正

##### 【第1章 総則】

- ・道民の責務に備蓄や訓練の実施などを追記。(第6節)

##### 【第3章 防災組織】

- ・道の災害対策本部各班と指揮室各班の業務を修正。(第1節)

##### 【第4章 災害予防計画】

- ・市町村における要支援者名簿の複数媒体での保管、災害時の本人同意の取扱いを追記。(第7節)
- ・外国人観光客等に対する相談窓口等の設置を追記。(第7節)
- ・発電機等の整備、トイレの確保に努めることなど、道と市町村が取り組むべき事項を追記。  
(第17節)

##### 【第5章 災害応急対策計画】

- ・ツイッター、臨時災害放送局の開設、道の広報として専任職員の配置など、報道対応窓口を明確化することなどを追記。(第3節)
- ・避難所の実情に合わせた運営体制の構築、良好な生活環境を構築するため段ボールベッドの早期導入、衛生面に優れたトイレの配備、車中泊による避難者への関連疾患にかかる予防対策や冬期間における配慮などを追記。(第4節)
- ・市町村に派遣する職員への事前研修の実施など、災害対応能力の向上に努めることを追記。  
(第4節)
- ・北海道電力から災害対策本部への連絡員の派遣、復旧見込みなどの情報提供を受けることなどを追記。(第19節)

##### 【第9章 事故災害対策計画】

- ・大規模停電に対する予防、応急対策を「大規模停電災害対策計画」として規定。(第8節)

#### ○ 防災基本計画等の修正に伴う修正

- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の活用を追記。(第3章第2節)
- ・警戒レベルを運用した防災情報の提供を追記。(第3章第2節、第5章第4節)

## (2) 地震・津波防災計画編

- 平成30年北海道胆振東部地震の発生及び災害検証報告を踏まえた修正
  - ・本編と同内容の記載箇所について、本編と同様に修正。

## (3) 原子力防災計画編

- 防災基本計画の修正に伴う修正
  - ・警戒事態が発生した場合の関係町村の活動体制について、発電所の被害状況に応じて段階ごとに規定。(第3章第2節、同第5節)
- 原子力防災訓練の実施結果を踏まえた修正
  - ・原子力災害の進展状況に応じて、関係機関が相互に協力して住民の防護措置の実施方針案を作成することを明記。(第3章第5節)
  - ・避難先市町村における一時滞在場所の設置・運営に当たり、道は、関係町村からの要請に基づき、職員を派遣することを規定。(第3章第5節)